

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 17) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 10)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。
			《関係条項》 —
5	担当部局		企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。  《政策目的の根拠》 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)(注)については、税制上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない(=担税力がない)暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 (注)特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 (測定指標) 国内 ICO/IEO (Initial Coin Offering/Initial Exchange Offering) の実施件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の税制では、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力はない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めている。本特例措置により税制上の弊害を取り除くことで、暗号資産を引き受ける国内事業者が増加するなど、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業等を促進できる。</p>								
10	有効性等	① 適用数	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が 行う事業への適用が見込まれる。								
		② 適用額	期末の時価評価損益については、価格上昇・下落により評価益・評価 損のいずれもありえ、見込みが立たないため、適用額を見積もることは 困難である。また、現状の税制では第三者発行の暗号資産を長期保 有することを前提としたビジネスを起業する者は海外での起業を選択し ていることなどから、法人税収への影響は軽微であると見込まれる。								
		③ 減収額	同上。なお、期末時価評価課税を撤廃しても、売却時には課税が行わ れることになるため、長期的には税収減は生じないものと見込まれる。								
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現時点における国内 ICO/IEO の実施件数は以下の通り。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>令和 3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICO/IEO 実施件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)事業者から金融庁への届出をもとに算出 ※2023 年 9 月 21 日時点</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が行われなかった場合には、キャッシュフローを伴う実現 利益がない(=担税力がない)中でも、法人(発行者以外の第三者)の 継続的な保有等に係る暗号資産に関する課税が継続されることにな り、国内におけるブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻 害要因となると考えられる。また、このようなビジネス環境を忌避し、海 外へ起業家等が流出する事態につながっているという指摘がある。</p>	年	令和 3	4	5	ICO/IEO 実施件数	1	1	2
		年	令和 3	4	5						
ICO/IEO 実施件数	1	1	2								
⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置が行われた場合でも、本特例措置の対象となる暗号資 産が売却された場合には、その売却益については課税の対象となるた め、本特例措置による税収減は是認できる。										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>暗号資産については、短期の売買を目的とせず、事業目的で保有し ている暗号資産についても期末時価評価の対象となっており、そのボ ラティリティの高さから生じる税務リスクや手元資金の流出といった税 制上の不確実性が要因となり、日本国内で暗号資産を保有する必要 のあるビジネスへの参入が進んでいない。</p> <p>税制による不確実性を緩和するための補助金を講ずることも考えら れるが、暗号資産の相場によって評価益・評価損は変化するため、各 年度にどの程度の予算措置が必要か見込み難く、そのような補助金を</p>								

			<p>措置することは手段として適切とは言い難い。</p> <p>したがって、本特例措置は内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直し、現行税制から生じている弊害を取り除くものであるため、予算その他の措置では代替できず、手段として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>金融庁は Web3.0 等の推進の観点から、「フィンテックに関する相談業務」、「ブロックチェーン国際共同研究」、「FIN/SUM の開催」といった支援を行っている。</p> <p>また、特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものを除く。)については、法人税法において期末時価評価課税の対象外とされている。</p> <p>一方で、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時価評価課税の対象となっており、国内において、暗号資産を保有する必要があるビジネスの担い手がいないという状況が生じているため、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、Web3.0 推進に向けた環境整備を図るものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を地方公共団体も後押ししている。また、国内における起業及びイノベーション促進は地域経済の健全な発展に寄与するものであり、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—